

総社市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

総社市教育委員会教育長 山中 栄 輔

総社市教育委員会規則第1号

総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(校外行事の計画と届出) 第7条 略 2 校長は、前項の行事の実施について宿泊を伴うものについては7日前、 その他のものについては5日前に校外行事実施届（様式第5号）により教育 委員会に届け出なければならない。<u>ただし、幼稚園については、前日ま でに園外行事実施届（様式第5号の2）を届け出なければならない。</u></p> <p>様式第5号（第7条関係） 略</p> <p><u>様式第5号の2（第7条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>(校外行事の計画と届出) 第7条 略 2 校長は、前項の行事の実施について宿泊を伴うものについては7日前、 その他のものについては5日前に校外行事実施届（様式第5号）により教 育委員会に届け出なければならない。</p> <p>様式第5号（第7条関係） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第5号の2 (第7条関係)

総社市教育委員会 様

園名  
園長

幼稚園

園外行事実施届

総社市立学校管理規則第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年度

番号	届出日		実施日		雨天の場合	行先	交通手段	出発時刻	帰園時刻	参加者(人数)				引率者		
	月	日	月	日						3歳児	4歳児	5歳児	その他	管理職	教諭・保育教諭	臨時職員
1								:	:							
2								:	:							
3								:	:							
4								:	:							
5								:	:							
6								:	:							
7								:	:							
8								:	:							
9								:	:							
10								:	:							